

令和6年度 2月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月6日(木) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 22人 欠席者 1人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	城野 信彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	出席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	江越 博則	出席
7番	山崎 清邦	欠席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	22番	北原 正也	出席
10番	古村 正典	出席	23番	中島 正則	出席
11番	宮原 史己	出席	24番	岡 龍道	出席
12番	太田 幸代	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (7件)

報告第2号 農地法第5条制限除外について (2件)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)

議案第2号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会意見決定分 (51件)

議案第3号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について
委員会意見決定分 (1件)

議案第4号 農地法第4条及び第5条事業計画変更申請について
町長承認分 (1件)

議案第5号 非農地証明願について 委員会決定分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より令和7年2月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は21名、欠席委員は1名で〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議案後に机の上においております資料をもとに、経営所得安定対策と米政策の説明を農林課よりいたします。また、農地転用の申請の変更がっておりますので、その研修も行いたいと思います。

会長よりお願いします。

会長

皆さん、おはようございます。この冬一番の寒気が流れ込み寒い日が続きますが、委員の皆様におかれましては、十分にお身体に注意して頂きたいと思います。

先月、全国担い手サミットが佐賀で開催されました。あまり馴染みがない方もおられるかと思いますが、これは全国規模でして、うちからは事務局と私が体調不良のため副会長に出席して頂きました。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第2号 農地法第5条制限除外について

議案第1号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について

議案第3号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について

議案第4号 農地法第4条及び第5条事業計画変更申請について

議案第5号 非農地証明願について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします

ます。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 7件 面積 43,528㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。報告第2号1農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号1農地法第5条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

1月27日に地区委員と事務局で現地確認を行いました。
九電鉄塔建て替えに伴う通路側ですので問題はないと思われ
ます。
よろしくご審議をお願いします。

事務局

一時転用及び工事期間の追加説明。

議長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号1で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。報告第2号2農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

〇〇委員

1月27日に現地確認を行いました。
水田耕作にはあまり影響はないと思われま
す。
よろしく審議をお願いいたします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号2で質疑のある方は挙手をしてをお願いします。

(質疑なし)

事務局

報告議案関連事項として5年間の水張ルールとの関係について追加説明

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月の27日に現地確認を行いました。別に問題のあるような点は見受けられませんでした。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月27日に現地確認を行いました。雨水等も適切に排水される計画となっていますので問題ないと思われまます。よろしくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月27日に現地確認を行いました。趣味の活動をする部屋を設ける計画がされており、周辺は10軒ほどの家が建っておりますが、必要な設備を設けられるため問題はないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

趣味の部屋ということですが、生業とされるわけではないのですか。また、6台分の駐車場が設けられていますが、交通の妨げになることはないのでしょうか。

事務局

あくまで趣味ということで、生業ではないと聞いております。また、進入路、駐車場とも自宅敷地内にとどまる施工計画であり、通行の妨害となることはないと思われま。

議 長

私の方からのお尋ねですが、転用で家を建てる場合、面積の基準等はあるのでしょうか。

事務局

以前は農家住宅では800㎡、一般住宅では500㎡の基準がありました。しかし、現在は基準は設けられておらず、土地利用計画における面積の妥当性が認められれば申請を受理しております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 47件 所有権移転 4件

事務局

貸付人、借受人双方が町外在住の案件1件について補足説明

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第2号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第2号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 1件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号1農地法第4条及び第5条の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農地法第4条及び第5条の事業計画変更申請について当初計画者、事業継承者の住所、氏名、当初計画内容、事業継承者、事業計画変更の理由、妥当性、やむを得ない理由等の変更審査内容、変更後の計画内容を説明。付記事項として関係法令の許認可が得られていないことから不承認と判断される案件であることを説明する。

事務局

必要とされる許認可（農振除外）の内容に関し、当初目的と異なる計画のため再度の手続きが必要であるが、その手続きを経ずに申請がされた案件であることを説明する。

議長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

非常に稀なケースですが、過去にもこのような事例はあっているのか。

事務局

事業計画の変更承認申請自体はあっております。直近では令和4年6月に一般住宅で許可を得ていたが、信金面等で計画が困難になったことから福祉施設への変更承認申請がなされ承認となった案件があります。

〇〇委員

当初計画の目的はどのようになっていたのか。

事務局

当初は貸店舗と貸店舗及び駐車場の目的で、その目的であれば農業に寄与する施設として農振除外もなされ許可となっています。

〇〇委員

当初は何年頃に許可になっているのか。また、何軒のテナントが入る計画となっていたのか。

事務局

当初申請及び許可年月日について議案書掲載資料により説明。

農業委員会としては、転用目的である貸店舗として農地を転用する内容が許可基準に該当するか否かを判断するのみで、申請の段階では、確実に入居者を確保した上で申請することを求めることはできないため入居者の予定等までは申請時には把握は行っておりません。

〇〇委員

土地利用計画において店舗側の駐車場に無理があるように思われるがどうか。

事務局

松尾委員からの意見に関しては事務局としても懸念されたため、町の開発部局に相談を行ったが、南側は県道のため町が直接指導を行うことはできななどのこと。担当部局としても意見として伝えるが強制力はないとの回答を得ていることを説明する。

〇〇委員

農振除外の手続きに不備があるのならば、事務局としては指導すべきではないのか。承認できないとわかっているならば、何故議案として出したのか。

事務局

事前に不備が把握できていれば議案に挙げておりませんが、議案上程後に不備が判明しましたことから、何らの判断が必要なため、今回不承認での審議を諮らせていただいています。

〇〇委員

現状雑種地と見受けられる状態となっているが、農振除外の手続きが必要とするならば、その場合、原形復旧をさせるのか。

事務局

現状は言われるように造成はなされており雑種地の現状となっていますので、事務局としましても農振除外の再度の手続きを行わずとも、当初許可と同様の目的での計画ができないかについて再度協議、指導等を行って行きたいと考えております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1について事業計画の変更承認することに賛成の方及び反対の方それぞれの挙手を求めます。

変更承認に同意の方は挙手をお願いします。

(8名挙手)

変更承認に反対の方は挙手をお願いします。

(10名挙手)

挙手をされなかった方は、分からないということによろしいでしょうか。

議 長

それでは議案第4号1については、反対の方が多数ということで変更承認に同意しないとする旨の意見を付して町長に送付します。続きまして、議案5号1非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1非農地証明願について、申請人の住所、氏名、所在地、利用状況、非農地願に至った経緯、関係者からの確認事項等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図により内容を説明する。

事務局

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

現地確認を行いました。町が必要とする施設で許可は不要であったが、その後の手続きが適切に行われていなかった点は問題ありますが、やむを得ない事案と思われ。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は。挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第5号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。

その他を事務局よりお願いします。

その他

- ①令和7年度経営所得安定対策と米政策について（農林課）
- ②農振除外の取扱いについて（農林課）

議 長

3月の総会は3月6日（木）午前9時でお願いしたいと思いますが、国の会計検査、町議会関係で変更となることもありますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、3月6日（木）実施するということで確認いたします。
また、来月分の現地調査は2月21日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで2月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 寺田 一義

議事録署名人 13 番

議事録署名人 18 番